

コンクリートブロック積（空積）擁壁における 壁体重量検査の簡素化について（お知らせ）

令和元年 7 月 31 日
広島県土木建築局

コンクリートブロック積（空積）擁壁の選定に当たっては、設計図書で定める壁体重量を満足することを条件の一つとし、監督職員から事前に承認を得ることとしています。

監督職員は、壁体重量を満足することを立会等により確認することとしていますが、今後は、壁体重量を満足していることが他の工事での実績により確認できる場合は立会等を省略することができることとします。

1 概要

監督職員は、受注者から発議された「壁体重量検査実績報告書」（以下「報告書」という。）を承諾することで、立会等による壁体重量検査を省略できることとします。

2 書類確認方法

監督職員は、受注者から発議された報告書について、次の条件を全て満たすことを確認します。

- (1) 報告書の「コンクリートブロック仕様」と当該工事で使用するコンクリートブロックの仕様が同一であること
- (2) 報告書の「中詰材仕様」と当該工事で使用する中詰材の仕様が同一であること
- (3) 報告書の工事が広島県土木建築局発注工事であること
- (4) 発議のあった日が、壁体重量検査の確認日から1年以内であること
- (5) 壁体重量の実測値が設計値以上であること及び確認日が写真等により確認できること

3 特記仕様書等記載例

新規発注工事の場合は特記仕様書に次のとおり記載することとし、既契約工事の場合は次のとおり指示します。

壁体重量の確認は、当該工事で使用するコンクリートブロック及び中詰材と同じ組み合わせにより施工した実績がある場合は、「壁体重量検査実績報告書」により監督職員の承認を得て省略することができる。ただし、施工実績として認められるものは広島県土木建築局発注の工事に限る。

4 留意事項

- (1) 当該工事で使用する製品の外観検査及び品質規格証明書等は実績資料により代えることはできないため、受注者は最新のものにより承諾を受けること。
- (2) 当該工事の受注者と報告書の受注者が同一である必要はない。

5 適用期間

通知の日以降に実績により確認できる工事から適用する。